

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

あなた（または、あなたのご家族）が利用しようとしている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1 この契約の趣旨について

- ・ 要支援認定において「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方は、「介護予防サービス」又は「介護予防・日常生活支援総合事業」をご利用いただくことができます。
- ・ 基本チェックリストで「事業対象者」となった方は、「介護予防・日常生活支援総合事業」をご利用いただくことができます。
- ・ 介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用にあたっては、「介護予防サービス・支援計画書」の作成等を行う必要がありますが、これらの業務は「地域包括支援センター」があなたと契約を締結し、「地域包括支援センター」または「五條市地域包括支援センター運営協議会にて同意を得て地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所」が作成します。

2 地域包括支援センター（平成18年4月1日設置）

センター名称	五條市地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	2900700010
運営主体	五條市		
代表者氏名	五條市長 平岡 清司		
所在地	〒637-8501 五條市岡口1丁目3番1号		
連絡先	電話 0747-25-2640 FAX 0747-25-2630		
事業所の管理者	西村 由起子		
営業日	月曜日から金曜日 土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12月29日から翌年の1月3日までの日を除く		
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで		
実施地域	五條市全域		
職員体制	1 管理者 1名 (介護予防支援等に関する業務及びその管理に関する業務) 2 担当職員 1名以上 (介護予防支援等に関する知識を有する職員) ※その他必要に応じて遂行に必要な職員を置くものとする。		

3 事業の目的及び運営方針

- 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- 事業を行うに当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、介護保険施設等介護保険サービス事業者、特定相談支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携に努めます。

4 介護予防支援等の内容および利用料について

介護予防支援等の内容	介護保険適用の有無	1カ月当りの利用料
(1) 介護予防サービス・支援計画書作成	左の(1)～(7)は、介護予防支援の一連業務として介護保険給付又は介護予防・日常生活支援総合事業費支給の対象となるものです。	介護保険適用となる場合には、全額給付されるため自己負担はありません ※ただし、保険料滞納により、支払方法の変更処分を受けている場合については、いったん利用料を事業者に支払う必要があります。
(2) 事業者との連絡調整		
(3) サービス実施状況の把握、評価		
(4) 利用者状況の把握		
(5) 給付管理		
(6) 要介護認定等の申請に対する協力、援助		
(7) 相談業務		

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

担当等が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度はおおむね3ヶ月に1回程度となります。

ただし、上記回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務等の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には居宅を訪問することがあります。

6 介護予防支援等の実施概要等

- ・利用者や家族のサービスの希望、並びに利用者について把握された課題に基づき、地域における介護予防サービス体制を勘案し、サービスの目標、達成時期、サービスを提供する上で留意点を盛り込んだ介護予防サービス原案を作成します。また、介護予防訪問看護、

介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。

・介護予防サービス計画作成後においても、利用者、家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、実施状況の把握を行うと共に、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、事業者との連絡調整、その他の便宜を図ります。

・利用者が病院等に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えられるように提示します。

・利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められた場合、要支援状態の区分変更認定の申請等を行い、必要なサービスの提供を行います。

・事業所での介護予防サービス計画作成が困難な場合には、居宅介護支援事業所に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施を依頼します。受託した居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画を作成するにあたり、事業所は助言・指導及び妥当性の評価を行います。

7 事故発生時の対応

事業所が利用者に対して行う介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、直ちに利用者の家族等への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理責任者に報告します。

8 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 従業員が、支援にあたっての悩みや苦勞を、相談できる体制を整えていきます。
- (3) 従業員が、利用者等の権利擁護に取り組める、環境の整備に努めるものとします。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、最良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 介護保険に関する相談・苦情について

介護予防支援業務に関する苦情やご相談は下記の窓口までお申し出ください。

【センターの窓口】 五條市地域包括支援センター	所在地 五條市岡口1丁目3番1号 電話 0747-25-2640 FAX 0747-25-2630 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
【市町村の窓口】 五條市あんしん福祉部介護福祉課 介護保険係 長寿係	所在地 五條市岡口1丁目3番1号 電話 0747-22-4001(代表) FAX 0747-25-0294 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談係 ※介護サービスに関する苦情・相談	所在地 橿原市大久保町302番1 電話番号 0744-29-8326 フリーダイヤル 0120-21-6899

11 重要事項の説明年月日

上記内容について「介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

この重要事項の説明年月日 令和 年 月 日

五條市地域包括支援センター

説明者氏名 _____

私は、上記内容の重要事項の説明を確かに受けました。

令和 年 月 日

利用者

氏名

代理人又は立会人

氏名